

令和7年10月3日

法務省民事局参事官室御中

別居・離婚後の親子交流を実現する全国ネットワーク

「民法第三百八条の二の規定による子の監護費用の先取特権に係る額の算定等に関する省令案」に対する意見書

平素より「民法第三百八条の二の規定による子の監護費用の先取特権に係る額の算定等に関する省令案」の審議にあたり、ご尽力をいただいておりますこと御礼を申し上げます。

弊会は「別居または離婚後の親子が自然に会える社会」を目指し、2008年に設立、ボランティア精神に富む当事者に支えられ、設立以来16年にわたり活動を続けております。

共同親権を含む民法改正の立法趣旨が正しく運用されることはこのような当事者が切実に要望してきたことであり、養育費に関する法務省令の制定に向けた検討会の議論の推移も注視してきました。

今般、省令案の取りまとめを受け、弊会会員から意見を募集し、内容の理解に努め、会としての意見を集約いたしました。

つきましては、これらを踏まえた弊会会員の意見を集約したものとして、本意見書を提出させていただきます。

「子どもと離れて暮らす親」の意見としてご高覧いただき、省令案の取りまとめに向けての参考としていただきますよう、お願い申し上げます。

目 次

① 先取特権の額の算定に関する事項（省令案第1条関係）	2
② 法定養育費の額の算定に関する事項（省令案第2条関係）	2
③ 省令案附則に関する事項	3
1 施行期日	3
2 検討	3
(参考1) 省令案に対する意見書提出に際し寄せられた当事者の声	5

別居・離婚後の親子交流を実現する全国ネットワーク(略称:親子ネット)

〒150-0031 渋谷区桜丘町17-12 渋谷ジョンソンビル4F S100489

メール info@oyakonet.org ホームページ <http://oyakonet.org>

※2008年、離婚問題により子どもと会えなくなった親たちが設立。会員数726人(2024年9月時点)で別居親の当事者団体としては国内最大規模の団体です。

①先取特権の額の算定に関する事項（省令案第1条関係）

（子の監護費用の先取特権に係る額の算定）

第一条 民法第三百八条の二に規定する法務省令で定めるところにより算定した額は、一月当たり八万円に同条に規定する定期金により扶養を受けるべき子の数を乗じて得た額とする。

【意見】

賛成する。

【理由】

新民法第308条の2の趣旨を考慮すれば、子一人あたり8万円の月額費用は、家裁手続きにより定められた養育費や算定表により算出される養育費のボリュームゾーンの約8割をカバーしており（「民法第三百八条の二の規定による子の監護費用の先取特権に係る額の算定等に関する省令案」に関する概要説明 別紙2）、相当と考える。また、月額8万円を超える金額を定めた方々については、先取特権に頼らず、公正証書等の債務名義を自身で作成する資力もあると思われ、養育費に関する法務省令の制定に向けた検討会の方針で省令案どおり進めるべきと考える。

②法定養育費の額の算定に関する事項（省令案第2条関係）

（子の監護に要する費用の分担の定めがない場合の特例に係る額の算定）

第二条 民法第七百六十六条の三第一項に規定する法務省令で定めるところにより算定した額は、二万円に同項の規定による請求をする父母の一方が離婚の時から引き続き監護を主として行う子の数を乗じて得た額とする。

2 民法第七百六十六条の三第二項の規定による日割計算は、離婚の日の属する月又は同条第一項各号に掲げる日のいずれか早い日の属する月の日数を基礎としてこれを行う。

3 前二項の規定は、民法第七百四十九条、第七百七十一条及び第七百八十八条において同法第七百六十六条の三第一項及び第二項の規定を準用する場合について準用する。

【意見】

第1項については条件付きで賛成する。

父母の生活水準に即した養育費の取り決めがなされ、その金額が一人当たり2万円に過不足が生じた場合には離婚時に遡り、その過不足を清算する規定を追記すべきである。

第2項については、賛成する。

第3項は、第七百四十九条、第七百八十八条への準用には賛成するが、民法第七百七十一条への準用には反対する。

【理由】

第1項に関しては多くの意見があった。具体的には「二人目以降の金額を遞減させるべき」、「年齢による差分を設けるべき」、「子ども一人当たり2万円を負担すると別居親の生活が生活保護レベル以下になってしまう」などである。しかしながら、基本的には、一人当たりの法定養育費が月額2万円で妥当でない場面を想定し、別居親側の生活困窮などを懸念するものであった。法定養育費は、父母の生活水準に即した養育費の取り決めをするまでの暫定的なものであり、あくまで父母の協議で適切な金額を定めていくべきである。そこで、法定養育費月額2万円で不足するケース、超過するケースを念頭に上記取り決め後の清算規定を提案するものである。これにより本来あるべき父母の取り決めを促進する動機付けにもなり得ると思われる。

取り決めの重要性に関しては、③省令案附則に関する事項で後述する。

第3項について、離婚裁判（民法第七百七十一条）では、調停や裁判の中で養育費額を

決定できるため、法定養育費を適用する必要はない。離婚裁判の中で養育費及び親子交流の取り決めを実施することが1回的解決となり、子どもの利益に資する。

③ 省令案附則に関する事項

(施行期日)

1 この省令は、民法等の一部を改正する法律（令和六年法律第三十三号）の施行の日から施行する。

【意見】

賛成する。

【理由】

民法等の一部を改正する法律（令和六年法律第三十三号）の第308条の2等で「法務省令で定めるところにより算定した額」としているため、民法等の一部を改正する法律（令和六年法律第三十三号）の施行時に本省令案を施行することが妥当であると考える。

③ 省令案附則に関する事項

(検討)

2 この省令の規定については、この省令の施行後、この省令の施行の状況、社会経済情勢の変化等を勘案しつつ検討するものとし、必要があると認められるときは、所要の措置を講ずるものとする。

【意見】

条件付きで賛成する。

「必要があると認められるとき」ではなく、法施行後1年をめどに実態を調査すべきである。法施行後、法定養育費のみの支払いに留まり、本来あるべき父母間の協議による取り決めがなされないケースが多数に及んだ場合には義務化も含めた養育費、親子交流の取り決め促進の再検討が必要であると考える。

【理由】

弊会は、「家族法制の見直しに関する中間試案」に対する意見書（令和5年2月17日提出）でも述べたとおり、法定養育費に関しては「取り決めが困難な時の救済措置としての位置づけで賛成」（30頁）とし、子の監護について必要な事項の定めの促進では【甲②案】の弁護士等による確認を受けた上で親子交流と養育費を定めることを協議上の離婚の要件とする案を推した。

ご存じのとおり、現在の取り決め率は改善が見られる養育費でも46.7%、親子交流に至っては30.3%に過ぎない（令和3年度全国ひとり親世帯等調査結果報告、母子家庭の場合）。弊会としては月額2万円の法定養育費の金額が確定することにより、「子ども一人あたり2万円で充分、相手方と関わりたくない」と考える同居親、子ども一人あたり2万円払うだけで充分、相手方と関わりたくないし、子どもの養育にも関わろうと思わない」と考える別居親の存在を懸念する。上記調査によれば、養育費を受けたことのない母子世帯の母は56.0%、親子交流を行ったことがない母子世帯の母は45.3%にも上り、このような父母は離婚が父母の別れのみならず、親子の別れであり、子の養育に責任を持つという考えはないように思われる。

養育費に関する法務省令の制定に向けた検討会（第2回）資料2でも同居親の立場の意見として「一人当たりの法定養育費が1万円や2万円という金額に設定された場合、別居親が、その金額さえ払えば良いものと考え、同居親との協議に応じなくなるおそれがあるのではないか」（3頁）と懸念が示され、他方、別居親側も「法定養育費を一定以上の金

額にした場合、本来あるべき父母の協議で適切な金額を取り決めないおそれがある」（4頁）と同様に懸念意見が示されている。

本来、このような父母の存在もあることも念頭に、「父母の離婚後も適切な形で子どもの養育に関わりその責任を果たし、子の利益を確保すること」を目的に改正されたのが今回の民法改正であったと理解している。3年以上の法制審部会での検討が子どもたちのために運用されるよう、弊会としても注視してまいりますので、省令決定に向け引き続きの審議をお願い申し上げます。

以上

（参考1）省令案に対する意見書提出に際し寄せられた当事者の声

本省令案にて言及されていること以外に弊会会員より意見があるものに関して、それをお検討頂きたく、下記列挙する。

① 監護の分掌（親子交流を含む）を決めずに離婚しておきながら養育費用請求は別居親側から見れば納得性がない

不当な連れ去り事案等で、一方的に子連れ別居をした上、併せて離婚もしておきながら監護割合を決めずに養育費用請求がされることが多く見られる。これは請求される側からするとあまりにも不合理と思われるが、まかり通ってしまっている実態がある。自らが婚姻関係の解消をしているケースにおいては、養育費の協議と並行して監護割合を定め、監護割合に応じた金額に設定するべきだと考える。

② 制度悪用のおそれについて、一定の抑止が必要

監護権、親権は、連れ去り・追い出したものの勝ちの現在からすると「監護費用の先取特権」「法定養育費」も「悪用」する者が増加するおそれがあると考えます。予防として、別居が父母同意によるものなのか確認した上で監護費用を支払うものとすべきと考えます。

③ 親子交流の履行も担保されるべき

「養育費を払わせてもらえていない（相手が受け取りを拒否している）」立場としては、法定養育費制度には賛同するが、その際には親子交流の権利も確実に担保されるべきである。

養育費は子どもの権利であると同時に、親子交流も子どもの権利である。

養育費と親子交流は本来バーターではないが、現実には同居親が交流を制限することでバーター的な状況が生まれており、子どももそれに巻き込まれている。

お金がないことによる機会損失も、親に会えないことによる機会損失も、いずれも子どもの利益を損なう。したがって、法定養育費制度を活用する際には、併せて交流の頻度を実効的に確保できる仕組みを制度として整えることが必要である。

④ 養育費を払っていてもいつまでの子どもに会えない

養育費を取り決めていなかったが、自主的に養育費を支払っている。しかし、親子交流については、話が進まず、別居後3年に渡り、子どもと会えていない。

⑤ 普通養子縁組の場合の取り扱いが不明瞭

普通養子縁組の場合、養子縁組後の離縁後の場合について、どうなるのか分かるように定めてほしい。

例えば、養子縁組されている場合、実親に対して「養育費」は対象外となる場合があるが、「法定養育費」は対象かどうか。離縁後の元養親に法定養育費の義務が発生するのか。

また、法定養育費は、本来、実父母間での取り決めを促進させるための制度でもあると考えられる。しかし、再婚（養子縁組）の予定がある場合、「取り決めは不要」と誤解されるおそれがある。

養子縁組前から法定養育費が発生していた場合、養子縁組成立後に債務者に対して通知してほしい。債務者が養子縁組の成立を知らずに引き続き法定養育費を支払っていた場合、債権者に返還義務が生じるのかも気になる。

⑥ 養育費を支払っていても養育責任を果たしていると感じられない
養育費を支払っているが、相手の実家が資産家であるため、養育費を支払うことによって
養育責任を果たしていると感じることが全くできない。DVや虐待がない共同親権のケース
においては、養育費の制度を充実させるよりも養育責任を果たすことが実感できるよう監
護割合を充実させる方が子の利益に資すると考える。

⑦ DV加害者に先取特権のための合意を強要された場合の救済措置はあるのか
相手方のDVにより、相手方を親権者とする離婚届への署名を強要され、署名・捺印をした
ところ、親権を失った。先取特権についても、当事者間の合意書のみで成立する可能性が
あるため、同様にDVによって無理やり合意書を書かされてしまうおそれがある。そのよう
なケースではどのような手続きで救済されるのか教えてほしい。